

【厚生労働大臣の定める揭示事項】

2026年9月1日 現在

＜基本診療料の施設基準＞	＜特掲診療料の施設基準＞
機能強化加算	がん性疼痛緩和指導管理料
電子的診療情報連携体制整備加算	救急搬送医学管理料 2
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	夜間休日救急医学管理料 2
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 4）	救急外来医学管理料 2
救急医療管理加算	注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算
診療録管理体制加算 1	救急外来緊急検査対応加算 2
医師事務作業補助体制加算 1 1 5 対 1	救急患者連携搬送料
急性期看護補助体制加算 2 5 対 1 (看護補助者 5 割以上)	ニコチン依存症管理料
夜間 1 0 0 対 1 急性期看護補助体制加算	薬剤管理指導料
夜間看護体制加算	医療機器安全管理料 1
重症者等療養環境特別加算	別添 1 の「第14の2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院
栄養サポートチーム加算	在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
医療安全対策加算 1	在宅酸素療法指導管理料の注 2 に掲げる遠隔モニタリング加算
注 2 医療安全対策地域連携加算 1	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する
感染対策向上加算 2	持続陽圧呼吸法充実管理体制加算
身体的拘束最小化推進体制加算	検体検査管理加算Ⅰ・Ⅱ
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	神経学的検査
データ提出加算 2 及び 4	遠隔画像診断管理加算 2
入退院支援加算 1	C T 撮影及びMR I 撮影
注 4 に掲げる地域連携診療計画加算	無菌製剤処理料
認知症ケア加算 2	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
せん妄ハイリスク患者ケア加算	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
回復期リハビリテーション病棟入院料 1	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
地域包括ケア病棟入院料 1	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
注 3 に掲げる看護職員配置加算	大動脈バルーンパンピング法（Ⅰ A B P 法）
注 5 に掲げる看護補助体制充実加算 1	医科点数表第 2 章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術）
入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）	輸血管理料Ⅱ
病棟薬剤業務実施加算1	輸血適正使用加算
協力対象施設入所者入院加算	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
	麻酔管理料（Ⅰ）
	保険医療機関間の連携による病理診断
	看護職員処遇改善評価料
	外来在宅ベースアアップ評価料
	入院ベースアアップ評価料
	酸素の購入単価

食事については、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食 8 時・昼食 1 2 時・夕食 1 8 時）、また適温で提供しています。